

長管協発 6 第 32 号
令和 6 年 7 月 9 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理事長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

交通誘導員の安全講習会開催のアンケート調査

盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

長崎県管工事業協同組合連合会が、長崎県交通誘導警備員対策協議会より安全講習会開催の承認を得て、令和 3 年 9 月 13 日に安全講習会を実施いたしましたが、令和 6 年 9 月 12 日に受講証明の有効期限が満了を迎えます。

つきましては、安全講習会の再講習開催を検討しておりますので、会場の選定等の準備に伴い、受講希望者数を把握するためのアンケート調査を実施いたします。恐れ入りますが、7 月 12 日（金）までにご報告をお願いします。

なお、「自家警備」導入の緩和措置の条件につきましては、別紙にてご確認ください。

- ・ 開催時期：令和 6 年 9 月上旬（予定）
- ・ 開催場所：シーハットおおむら（予定）
（前回の諫早文化会館は改修工事中となるため、別会場となります。）

記

会社名 _____

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 受講を希望する。 _____ 人・ 受講を希望しない。 <p style="text-align: right;">どちらかに○を付けて回答してください。</p> |
|--|

FAX 095-828-1963

締切 令和 6 年 7 月 12 日（金）

【交通誘導警備における緩和措置】

- ・ 緩和措置の適用については、警備業協会加盟会社より出される警備員の必要人数を確保できない等のひっ迫状況の証明書及び以下の緩和措置実施条件に基づいた交通誘導警備配置計画をもって、監督職員と協議を行い承諾された場合

【「自警員」による警備を可能とする緩和措置の実施条件】

(1) 「自家警備」の実施

受注者が「自家警備」を行う「自警員」については、全て受注者の社員であり、かつ過去 3 年以内に長崎県交通誘導警備対策協議会が承認した団体が実施する安全講習会を受講しているものであること

(2) 対象路線

長崎県公安委員会が道路における危険防止が必要と認める路線（以下、認定路線）以外の路線（以下、認定外路線）であること

※認定路線：R34, R35, R57, R202, R204, R205, R206, R207, R251, R499

(3) 警備体系及び交通量の影響（次のいずれかに該当すること）

車線規制、バイパス工事出入口等の「基本的に連携が伴わない警備（非連携警備）」であること

片側交互通行規制等の「連携が伴う警備（連携警備）」で、交通量が規制に与える影響度合いが 1 未満であること